

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準の一部改正について

見出しのことについては、パブリック・コメント手続を実施せずに改正したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表いたします。

1 意見公募を実施しなかった理由

今回の一部改正は、警察庁により示された全国一律のモデル基準に従ったもので、熊本県に実質的な裁量の余地がないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 改正の概要

競馬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第38号）の制定により、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）の一部改正に伴い、事業停止命令対象行為の改正を行ったものです。

3 施行日

令和5年5月1日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部生活環境課

電話 096-381-0110(内線3184)